

委員会 審査結果報告



定例会中に開催された委員会の
審査や活動を報告します



山倉委員長



佐藤副委員長



廣田委員



田上委員



跡部委員



永水委員



田中委員



中村委員



大里委員

総務財政委員会

審査内容の報告

消防団員等の扶養親族の 加算額を改正

■消防団員等公務災害 補償条例の一部改正

本案は、政令の一部が改正されたことに伴い関係条項の所要の整備を行うため、提案されたものです。

消防団員等が消防活動等において損害を受けた場合に支給される損害補償については、補償基礎額をもとに積算されていますが、損害を受けた消防団員等に扶養親族がある場合には、補償の額に加算

される仕組みとなっており、今回この加算額の改正が行われたものです。

改正の内容としては、扶養親族が2人目までは加算額はそれぞれ200円、3人目からは167円となっているものを1人に付き200円とするものです。

審査の結果、今回の改正は、政令の改正に伴う関係条項の整備を図るものであるため、全会一致で可決しました。



民生文教委員会

審査内容の報告

罰則規定を今後も審査



浦田委員長



岩永副委員長



田淵委員



荒木委員



赤間委員



嶋田委員



梶原委員



豊委員



清水委員

■自然環境保全条例は 継続審査に

本案は、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、市民の安全な生活環境を守るため提案されました。

市内において、一定規模以上の事業をしようとする事業者は、事業計画を届出し、その届出にかかる説明会を義務付けています。

また、不適正な事業活動を行っている事業者に対して、必要な指導または勧告をすることができ、その事業者が求めに応じないときは、その行為の中止を命じ、必要な措置を講ずるよう命ずることができるとし、この命令に従わない場合には、罰金に処するという罰則規定を設けています。

近隣自治体の罰則規定では、罰金額は5万円以下、3ヶ月以下の懲役というものも多く、福岡県についても、罰



金は50万円以下、1年以下の懲役となっています。

委員会では、罰金は適用できないのではないかと、また、100万円以内という金額は高すぎるのではないかなど、罰金に関しての質疑や意見が集中しました。

罰金についてはもう少し慎重に審査すべきという意見が出され、全会一致をもって継続審査と決しました。

産業建設委員会

審査内容の報告



森委員長



平井副委員長



藤委員



宮原委員



北富委員



大谷委員



吉永委員



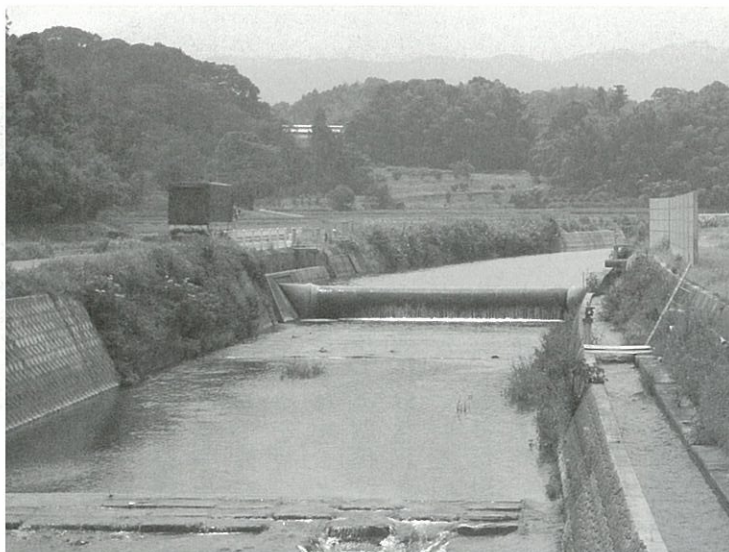
坂口委員

井堰^{ぜき}統合による名称変更

■かんがい施設維持管理 基金条例の一部改正

本案は、碓井地区にある宮田堰と九郎原堰を統合したことによって、名称及び位置が変更したことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため提案されたものです。

審査の結果、今回の改正は、井堰の統合に伴う名称及び位置の変更であり、出席者全員をもって可決しました。



宮田・九郎原統合可動堰施設